

岡山市葬祭場の建築等に関する指導要綱の概要

■葬祭場の建築等に関する指導要綱とは（第1条）

葬祭場の建築や管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場の建築等又は管理運営をしようとする事業主と周辺関係住民等が相互の立場を尊重し、誠意を持って協力するよう努めることにより、紛争を未然に防止し、良好な市街地の環境保全及び形成に資することを目的とします。

■要綱の定義（第2条）

(1)葬祭場

葬祭場とは、業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会場をいいます。

(2)葬祭場の建築等

葬祭場の建築等とは、葬祭場の新築、増築、改築、移転、用途変更によって葬祭場とすることをいいます。

(3)周辺関係住民等

周辺関係住民等とは、葬祭場の敷地境界から100mの範囲内の土地の所有者、建築物の所有者及び占有者、ならびに同範囲に含まれる町内会、自治会の代表者をいいます。

■事業主の責務（第3条）

事業主は、葬祭場の建築等及び管理運営に当たって、良好な市街地の環境保全及び形成に十分配慮するよう努めなければなりません。

■周辺関係住民等の責務（第4条）

周辺関係住民等は、事業主から葬祭場の計画内容等について説明の申し出があった場合は、これに応じるように努めなければなりません。

■指導内容の主な概要

(1)事前協議（第5条）

事業主が葬祭場を建築しようとするときは、事前協議書に建築図面等を添付して市長に提出します。

(2)事前公開（第6条）

事業主は葬祭場の建築計画の概要を周辺関係住民等に周知するため、建築予定地に標識を設置します。（建築確認申請の手続を行おうとする日の少なくとも30日前から）

(3)周辺関係住民等への周知（第7条）

事業主は標識を設置した日の翌日から起算して10日以内に、葬祭場の計画内容について周辺関係住民に説明会等の方法により周知します。

(4)環境整備について（第9条）

- ・歩行者、自動車等の通行に支障を来さないよう努めること。
- ・自動車駐車場は葬祭場の立地や規模に応じた台数を敷地内又は近傍に確保すること。
- ・霊柩車等の発着場所を葬祭場の敷地内に確保すること。
- ・葬祭場の形態を周辺の環境と調和させること。
- ・葬祭場の建物等を配置するにあたり、敷地周囲には植栽や目隠しフェンスの設置などの方法によって隣接地へ配慮すること。
- ・葬祭場の敷地内は緑化に努めること。

(5)管理運営について（第10条）

- ・供花、花環等は原則として建物内に設置すること。
- ・告別式は葬祭場の敷地内で行うこと。
- ・葬祭場から生じる音、臭い等について周囲に影響がないよう配慮すること。
- ・敷地周辺の道路状況により交通渋滞が予想される場合は、会葬者に自動車での来場を自粛するよう指示し事故防止に努めること。
- ・広告物等は周囲の景観に配慮したものとする。
- ・周辺関係住民等から苦情があった場合は誠意を持って速やかに対応すること。

■要綱に関する手続の開始

